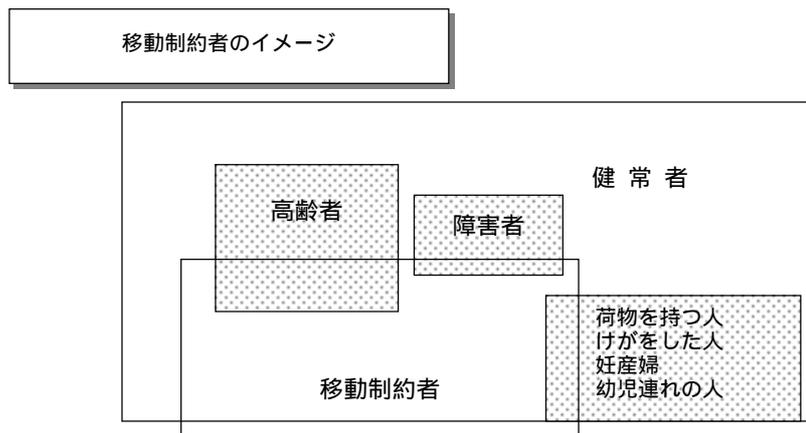


1. 移動制約者の定義と配慮事項（案）

「移動」という行為は、社会資本において最も重要な行為の一つといえる。ここでは、その「移動」という行為を全ての人に公平に確保するために、社会資本整備に携わる技術者が備えていなければならない基礎的な知識を整理している。

(1) 移動制約者の定義および分類

移動制約者とは、高齢者・障害者よりは広い枠組みで捉えた、交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、さまざまな移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動に困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々を指す。



【出典：リフト付きバスの現状と整備課題 秋山哲男（一部加筆）】

図 移動制約者の定義

移動制約者の分類を示すと、以下のとおりとなる。

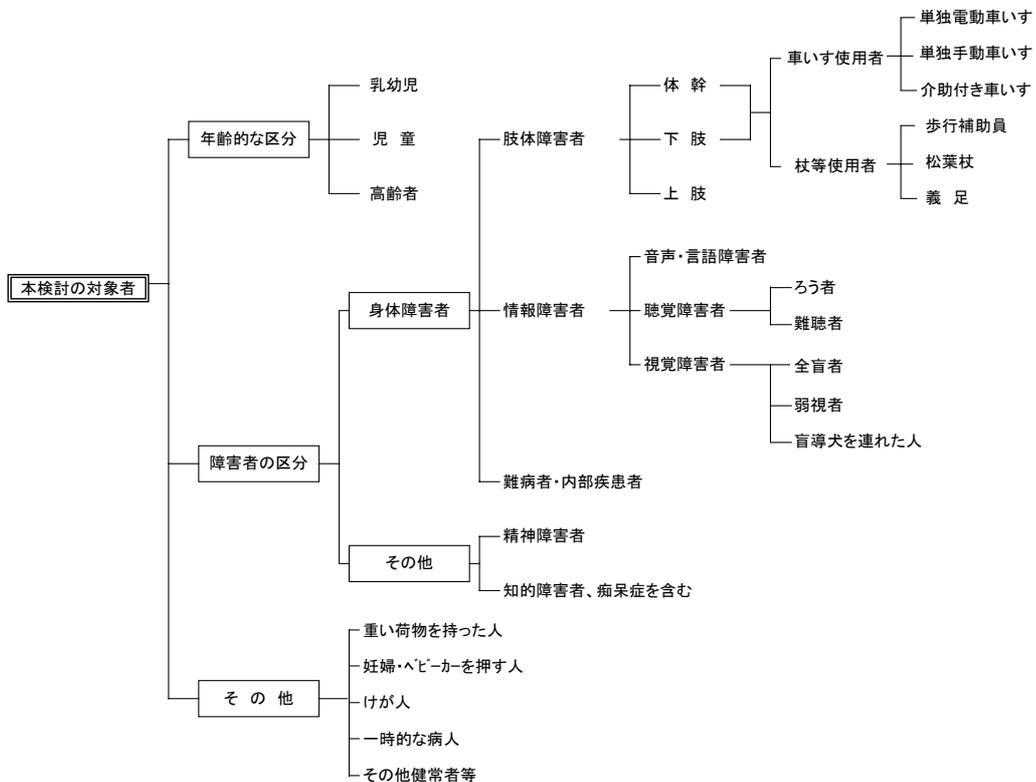


図 移動制約者の分類

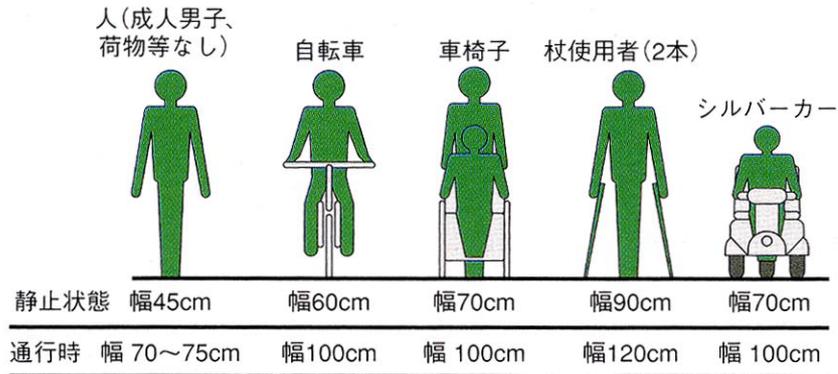
(2) 移動制約者の移動に伴う困難・特徴

移動制約者の移動に伴う困難・特徴は、以下のとおりとなる。

移動制約		外出時の問題要素
肢体不自由	車いす使用	垂直移動が困難 狭い幅員での移動が困難 小さな溝・隙間の移動の危険と困難 座位やキャスターで手の届く範囲に限られる（自動販売機など） 座位のため目の位置が低くなる
	非車いす使用 脚力	垂直移動が多少困難 長時間立位でいられない、(車内などで立つことに困難が伴う) 歩行が遅く立位はバランスをくずしやすい ・群衆のなかを歩くのが困難 ・車両の乗り降りが困難 エスカレーター乗降時にテンポを合わせるのが困難
	非脚力	巧緻性障害、押しボタンなど機器の操作が困難 内部障害は外見で障害がわからない ・長く立っていられない ・はげしい混雑などに耐えられない
情報・コミュニケーション障害	視覚障害 全盲	歩行ルートや沿道の施設の位置確認が困難 歩道と車道の段差や路面の凸凹で転倒の危険 歩行空間で電柱、ポール、その他設備などの衝突の危険がある 切符購入時の料金支払い、自動販売機利用に困難 バス停留所でバスの行先判断に困難をともなう
	弱視	全盲と同様の問題をもつ 小さな文字が読めない 白杖を持たないときは周囲の人との区別が困難 色のコントラスト、とくに黄色などの色に頼って移動する
	聴覚障害	道路上・駅構内・車内の音声情報の入手が困難 窓口の会話のやりとりに困難を伴う 道をたずねるときに困難を伴う 障害をもっていることが他の人にわからない
	音声・言語障害	窓口の会話のやりとりが困難、時間がかかる 道をたずねるときに困難をともなう 障害をもっていることが他の人にわからない
その他の移動制約	高齢者	すべての機能が総合的に低下する ・転倒・転落の危険性が高い ・歩行速度、反応速度、判断が遅い トイレが近い、疲れやすい
	妊産婦	体力的に健常者ほどむりがきかない 重い荷物がもてない 混雑した場所の移動に困難をともなう 長時間立つことに困難をともなう
	子供	目の位置が大人に比べて低い 車からは子供が駐車車両や物陰に隠れて見えないこともある 都市の施設が大人サイズで子供はつかいにくい

2. 施設利用にあたり必要とされる寸法

道路利用者の基本的寸法

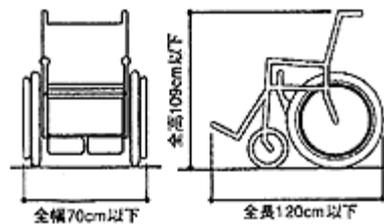
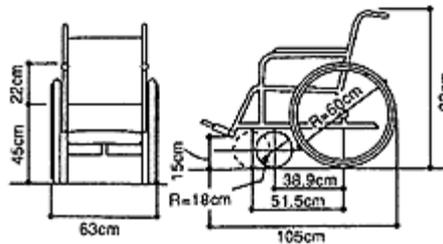


注 1)シルバーカーは電動車いすに属す電動三輪車。高齢者によく使用されている。
2)占有幅は資料からみた既数値

車いすの寸法

□JIS T 9201 手動車いす(大型)の寸法

□JIS T 9203 電動車いすの寸法

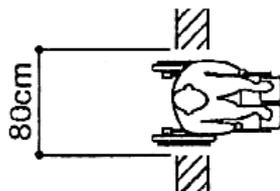


道路利用者の通行のために必要な幅員

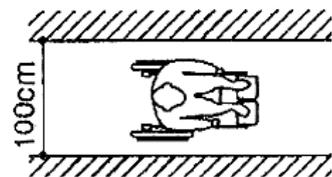
これらは、余裕幅やお互いの干渉時によるゆずれ合い等を考慮した一般的な目安であり、(1)に示した基本的な寸法を足したものではありません。

□80cm：出入口などを車いす使用者が通過できる最低幅

□100cm：車いす使用者で通行できる寸法



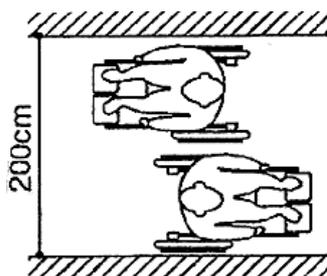
出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン



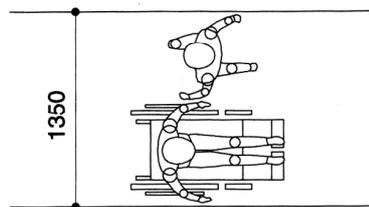
出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン

□200cm：車いす使用者2人がすれ違える寸法

□135cm：車いす使用者と人がすれ違える寸法

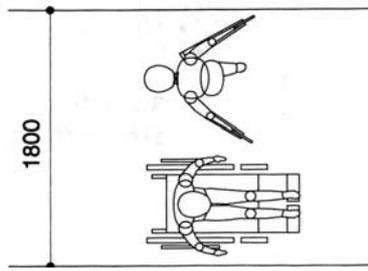


出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン



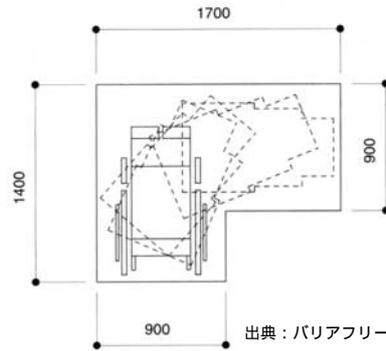
出典：バリアフリー設計のCADデータ集

□180cm：車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法



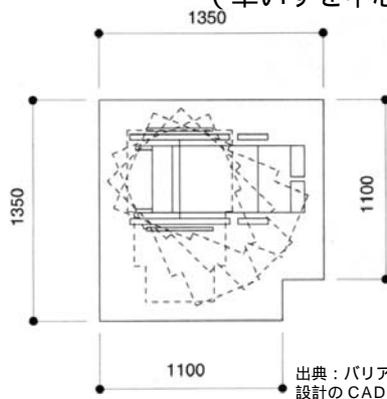
出典：バリアフリー設計のCAD データ集

□車いすが 90° 角通過に必要な最小寸法



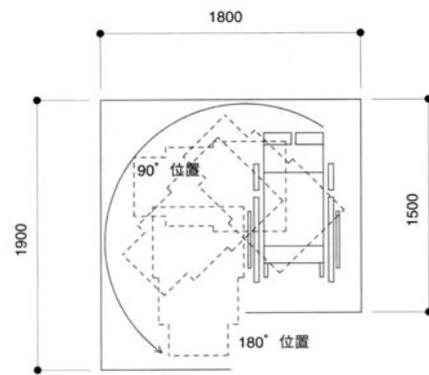
出典：バリアフリー設計のCAD データ集

車いすの 90° 方向転換に必要な最小寸法
(車いすを中心に)



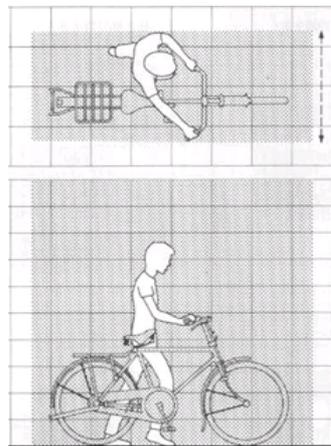
出典：バリアフリー設計のCAD データ集

□車いすの 180° 方向転換に必要な最小寸法
(片側の車輪を中心に)

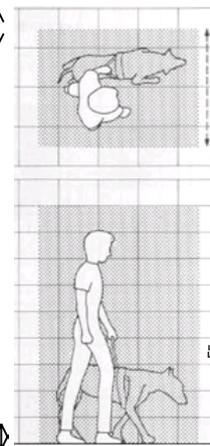


出典：バリアフリー設計のCAD データ集

自転車が行き通る最小寸法



盲導犬と歩く最小寸法

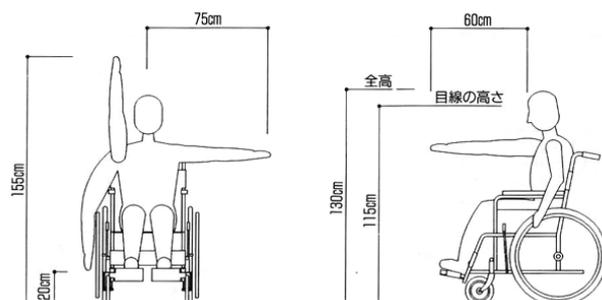


30 cm (1ますの大きさ)

20 cm (1ますの大きさ)

出典：建築設計資料集 3
単位空間
日本建築学会編

車いす使用者の基本寸法



出典：ひとにやさしいまちづくり 整備マニュアル(岩手県)

3. 移動支援装置

移動の支援となる装置には以下のようなものがあります。垂直移動、水平移動及び情報提供、その他移動支援装置の4つに分類して整理しています。

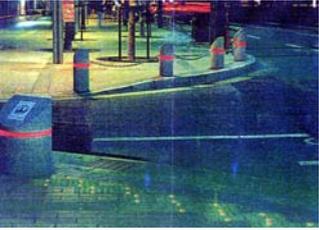
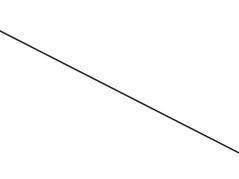
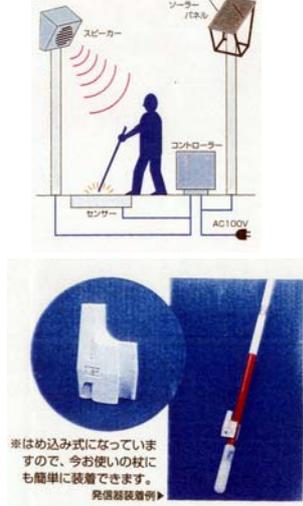
垂直移動支援装置

名 称	特性及び留意点	イメージ図等
スロープ	設置に関しては、勾配、すれ違いの幅、延長、踊り場の位置、舗装材等について十分な検討が必要。	
エスカレーター	脚力の不自由者にはテンポを合わせる事が困難となる。車椅子利用可能な装置もある(左図参照)。	
エレベーター	スルー型エレベーターなど、乗り降りにおいて車椅子を回転することなく利用可能なものもある。この他にも直角2方向型エレベーター(90度の回転で乗降りができる)もある。	
車椅子・高齢者用 リフト	車椅子、高齢者専用となり、大量に輸送はできない。また当該装置の利用は目立つため利用者の意識にバリアが生じることがある。	
階段昇降台車(人力)	人力で移動を行うため安全性を確保することが問題。また当該装置の利用は目立つため、利用者の意識にバリアが生じることがある。	

水平移動支援装置

名 称	特性及び留意点	イメージ図等
シルバーカー	<p>タウンモビリティにおいては、利用方法、PR の方法等の仕組みを検討する必要がある。</p>	
ムービングウォーク	<p>脚力の不自由者にはテンポを合わせることが困難。設置条件(広い幅員と長い直線)が限られている。</p>	
ST サービス	<p>公共交通機関の利用が困難な方への移送サービス。医療、介護、福祉等の移動も公共交通の一部と考え、民間企業やNPO が実施可能な制度を検討することが重要である。</p>	
コミュニティバス	<p>住宅地など低密に居住している地域で巡回運行する公共交通であり、当該地域の歩行補助の一形態である。運行目的、ルート、距離、間隔等について検討する必要がある。</p>	

情報支援装置

名称	特性及び留意点	イメージ図等
誘導装置		
視覚障害者誘導用 ブロック	車椅子利用者等にバリアとなりえるため、設置に際して合意形成が必要。景観性の視点で特に配慮が必要。 視覚障害者誘導用ブロックは平成 13 年度に JIS 化された。	
LED(発光ダイオード)	発光することにより、夜間における高齢者や弱視者のランドマークとなり、注意の喚起や、誘導に役立つ。	
磁気誘導	誘導路に磁界を発生する装置を敷設し、磁気センサーを装備する専用白杖で、磁界を感知して安全に誘導を行う。積雪地において特に有効となる。	
音声案内装置		
音響式信号機	鳥の鳴き声(擬音)、メロディ、チャイムにより青信号であることを知らせる。 騒音になる可能性がある。	
音声案内システム	路面や誘導ブロックに埋設されたセンサーや沿道に設置された装置を基に、地理情報や方向判別等の音声案内が行われる。	 <p>※はめ込み式になってい ますので、今お使いの杖に も簡単に装着できます。 発信器装着例▶</p>

情報案内板	-	-
音声、触知図付き案内板	案内板に音声案内、点字案内が付いたもの。各機能を活かすための維持管理が重要となる。	
電光掲示板	“音声、触知図付き案内板”に付加させることで、緊急情報や不定期な情報等を提供できる。	

その他移動支援装置

名称	特性及び留意点	イメージ図等
照明灯付き横断歩道標識	夜間、歩行者の安全を確保することを目的として、標識内に内蔵されたスポット照明が、センサーにより歩行者を感知した時に、ライトアップすることでドライバーに歩行者の存在を知らせる。	
トンネル内歩行者検知システム	方向判別型歩行者探知機によりトンネル内に入る歩行者を検知する。検知した場合、トンネル入り口の小型文字表示板に「歩行者有り!」等の情報をドライバーに提供する。	

4 . 車椅子使用者の勾配登坂・降坂に関する実験結果

実験の概要(「国土交通省・国土政策技術総合研究所」実施)

【目的】

車いす使用者の通行に配慮した縦断勾配とその延長の関係を導くことを目的として、縦断勾配が異なる坂路の登坂・降坂について 通行状況の測定、危険感等のヒアリングを行った。

【場所・日時】

実験場所：東京都立葛西臨海公園の敷地内

実験日時：平成 14 年 2 月 4 日、7 日、8 日、13 日の 4 日間

【被験者の属性】

被験者数 25 名

被験者の体重の分布：44kg～81.5kg、平均 65.7kg

年齢・車いす使用歴：42～75 才、1 名(2 年)を除き車いす使用歴 10 年以上

障害の種類：脊髄損傷・血腫 9 名、脊髄性小児麻痺 4 名、脳性麻痺 3 名、頸髄損傷 2 名他

【実験の方法】

公園内通路において、勾配の異なる 6 区間(0、2、4、5、6、8%の各区間)30m を、普段使用している車いすで登坂・降坂し以下の項目を調査した。

【調査項目】

ストップウォッチによる速度測定

被験者は、測定者の合図と共にスタートし、全長 30m のコース中央を通行する。測定者は 2 m 進む毎のラップタイムを計測した。

ビデオ撮影

位置を固定したビデオカメラで、車いすの通行する状況を撮影し、被験者の腕の使い方、車いすの左右へのぶれ、その他の特異事象を録画画像から観察した。

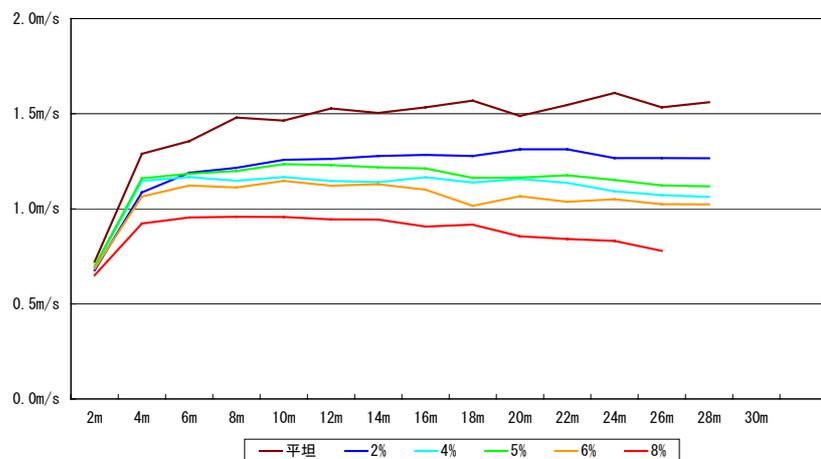
ヒアリング調査

実験区間 30m を通行する毎に以下の項目のヒアリングを行った。

- ・ 勾配区間で止まっている時の危険感
- ・ 通行時の状況
- ・ 勾配区間通行時の危険感
- ・ 勾配区間通行時の身体的苦痛感
- ・ 勾配の全体評価
- ・ この後も連続して勾配があった場合の評価
- ・ 実際に歩道上に勾配がある場合の評価

登坂実験

登坂実験における速度計測結果及び主なヒアリング結果は以下のようになっています。



※ 8%勾配の実験区間は26mまで
 ※ゴール手前で減速した被験者が多くいたため、ラスト2mの速度は左のグラフから除外した

図 平坦区間及び登坂区間の平均通行速度の推移(2m進む毎の測定)

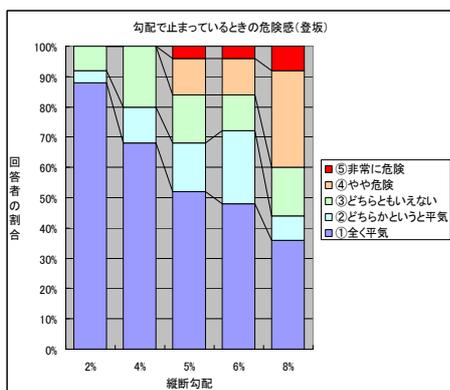


図 勾配で止まっている時の危険度

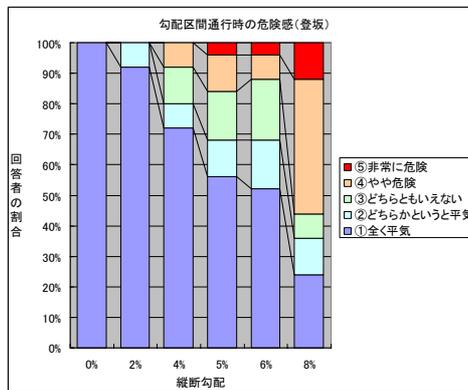


図 勾配区間通行時の危険度

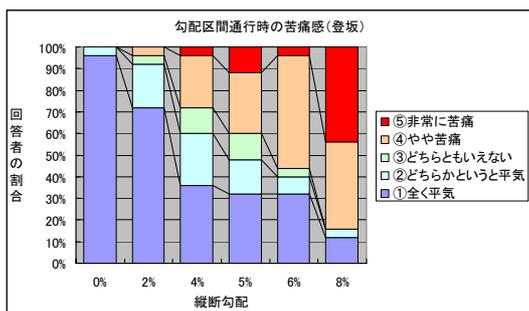


図 勾配区間通行時の苦痛度

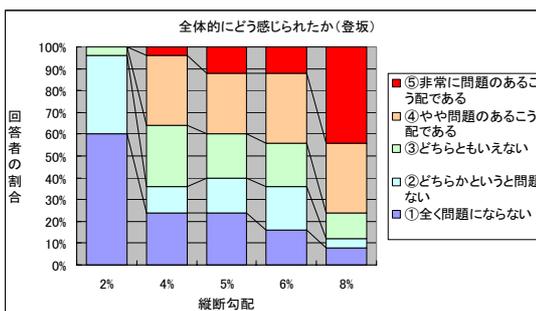


図 全体的にどう感じられたか

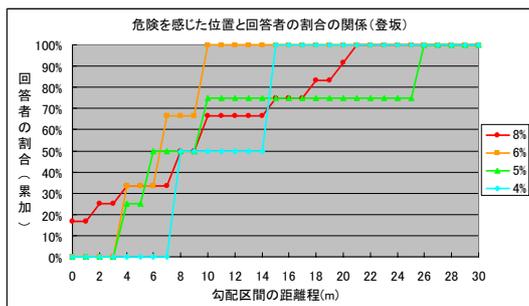


図 危険を感じた位置と回答者の割合の関係

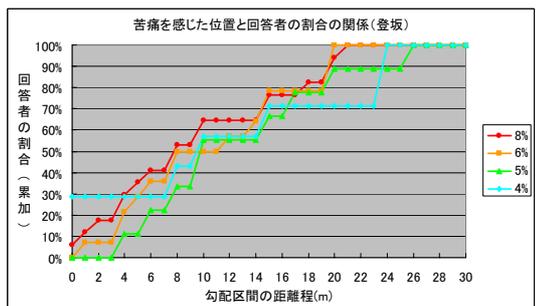
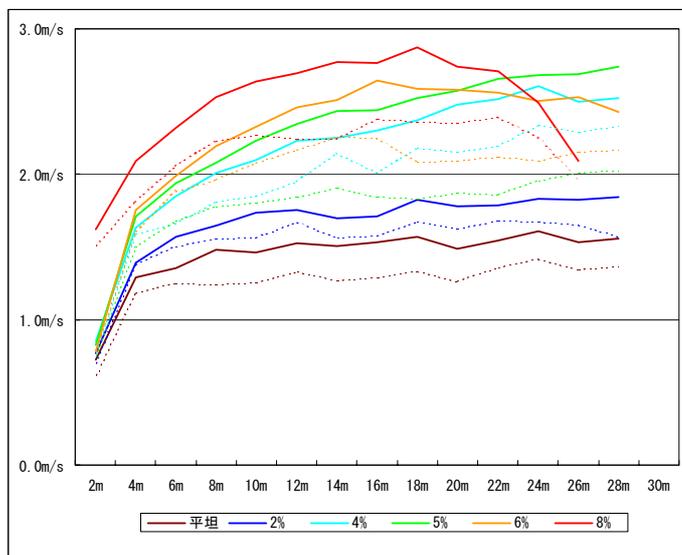


図 苦痛を感じた位置と回答者の割合の関係

降坂実験

降坂実験における速度計測結果及び主なヒアリング結果は以下のようになっています。



※ 8%勾配の実験区間は 26m まで
 ※ゴール手前で減速した被験者が多くいたため、ラスト 2m の速度は左のグラフから除外した

図 平坦区間及び登坂区間の平均通行速度の推移(2m 進む毎の測定)

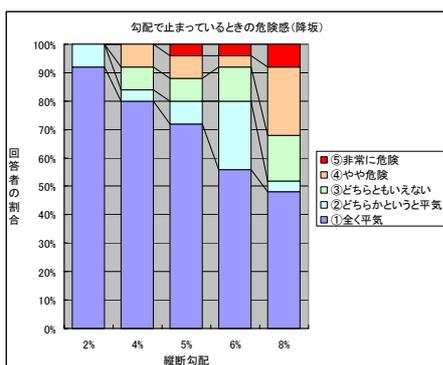


図 勾配で止まっている時の危険度

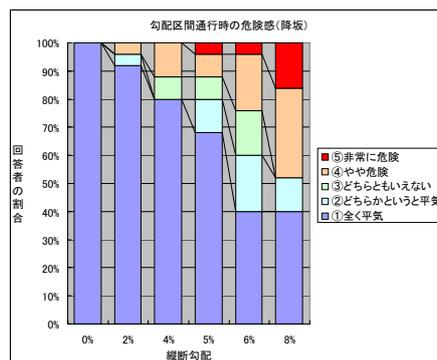


図 勾配区間通行時の危険度

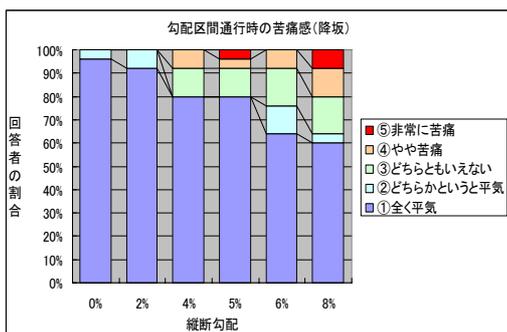


図 勾配区間通行時の苦痛度

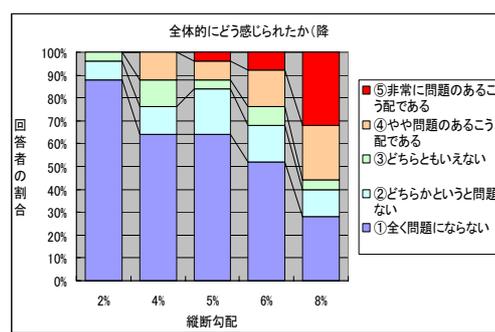


図 全体的にどう感じられたか

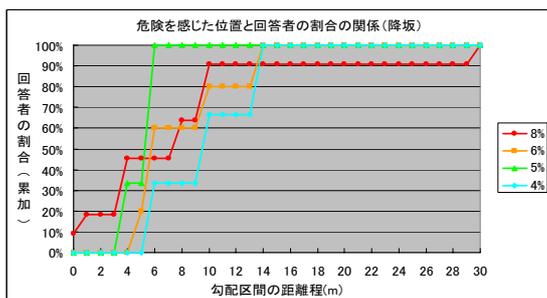


図 危険を感じた位置と回答者の割合の関係

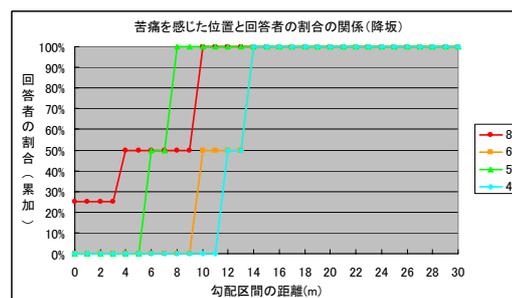


図 苦痛を感じた位置と回答者の割合の関係

5. アンケート調査事例

神戸港中突堤中央ターミナル

神戸港 中突堤アメニティターミナル
ターミナルの評価 アンケート調査票

中突堤アメニティターミナル整備検討委員会事務局

《アンケートのお願い》

神戸港 中突堤アメニティターミナルは、高齢者・障害者を含むすべての人にやさしいターミナルを目指して、計画の段階から当委員会において検討し、建設された施設であります。このアンケートは、当ターミナルに関して皆様のご意見をお伺いし、今後のターミナル施設等の整備に役立てる目的で行うものです。上記の主旨をご理解のうえ、アンケートにご協力お願いいたします。

問1. ご住所

都 道 市
県 府 町 区

 問2. 年齢

才

 問3. 性別

1. 男
2. 女

問4. このアンケートをご記入頂いた時点で、あなたご本人もしくはあなたが介助しておられる方に、身体機能上の障害やご不自由な点がありますか。

- | |
|--|
| 1. 本人に障害もしくは不自由な点があるが、同伴介助者はいない。 |
| 2. 本人に障害もしくは不自由な点があり、同伴介助者がいる。 |
| 3. 本人には障害もしくは不自由な点がないが、同伴者に障害もしくは不自由な点がある。 |
| 4. 本人及び同伴者に障害や不自由な点はない。 |

問5. 問4で 1. 2. 3. に該当した方にお伺いします。あなたご本人もしくは介助しておられる方の、障害もしくはご不自由な点は何ですか。該当するものに○を付けてください。

- | | | |
|------------------------|------------------|------------------|
| 1. 上下肢が不自由 | 2. 上肢のみが不自由 | 3. 下肢のみが不自由 |
| 4. 視覚障害(全盲) | 5. 視覚障害(弱視) | 6. 高齢のためなどで目が不自由 |
| 7. 聴覚障害 | 8. 高齢のためなどで耳が不自由 | |
| 9. 言語障害 | 10. 内部障害 | |
| 11. ケガなどで一時的に足が不自由 | | |
| 12. ケガなどで一時的に手(上肢)が不自由 | | |
| 13. 妊娠などにより体を動かすのが不自由 | | |
| 14. その他 () | | |

問6. 当ターミナルに来られたのは、何回目ですか。

- | | | | |
|---------|--------|--------|----------|
| 1. はじめて | 2. 2回目 | 3. 3回目 | 4. 4回目以上 |
|---------|--------|--------|----------|

問7. 本日、当ターミナルにはどのような目的で来られましたか。

- | | | |
|-----------|------------|-------|
| 1. 業務 | 2. 通勤・通学 | 3. 観光 |
| 4. 買い物・食事 | 5. その他 () | |

《ターミナルへ来られた際の移動経路についてお伺いします》

問8. 本日、当ターミナルへはどの交通手段で来られましたか。

該当するものを○で囲んで下さい。

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 三宮駅・元町駅・花隈駅から徒歩 | 2. 神戸駅から徒歩 |
| 3. タクシー | 4. バス |
| 5. 自家用車 | 6. 船 |
| 7. その他 () | |

問9. ターミナルへの移動経路で移動上の問題はありましたか。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 問題ない | 2. 概ね問題ない |
| 3. 問題がある (どこが:) | |

問10. ターミナルへの移動経路の移動のしやすさは、他の一般的公共施設と比較していかがですか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 非常に移動しやすい | 2. 比較的移動しやすい |
| 3. 普通 | 4. 移動しにくい |

《ターミナル内の移動についてお伺いします》

問11. ターミナル内では自分の行きたい所へ、どう行けばよいかすぐにわかりましたか。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 外観だけで、すぐにわかった | 2. 案内板を見てわかった |
| 3. 音声誘導案内を聴いてわかった | 4. しばらく時間がかかった |
| 5. わかりにくかった | |

問12. ターミナル建物内の移動はしやすかったですか。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 快適に移動できる | 2. 普通 |
| 3. 移動しにくい (どこが:) | |

問13. ターミナル建物内の移動のしやすさは、他の一般的公共施設と比較していかがですか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 非常に移動しやすい | 2. 比較的移動しやすい |
| 3. 普通 | 4. 移動しにくい |

問14. 乗船経験のある方にお聞きします。

ターミナル建物から乗船までの移動(経路、浮桟橋、タラップ)はしやすかったですか。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 快適に移動できる | 2. 普通 |
| 3. 移動しにくい (どこが:) | |

《ターミナル内の施設についてお伺いします》

問15. ターミナル内の以下の施設について、「使用の有無」欄の有・無いずれかに○をご記入の上、使用有りの場合には、「使いやすさ」欄の該当するものに○を付けてください。

施設名	使用の有無	使いやすさ(※「使用の有無」欄で有に○をした方のみお答え下さい)
エレベーター	有・無	1. 使いやすかった 2. 使いにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 使いにくかった (どの点が:)
音声誘導システム (視覚障害者の方を音声で誘導するシステム)	有・無	1. 分りやすかった 2. 分りにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 分りにくかった (どの点が:)
触知図案内板 (視覚障害者の方に対し突起及び点字により情報提供する案内板)	有・無	1. 分りやすかった 2. 分りにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 分りにくかった (どの点が:)
トイレ	有・無	1. 使いやすかった 2. 使いにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 使いにくかった (どの点が:)
2段手すり	有・無	1. 使いやすかった 2. 使いにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 使いにくかった (どの点が:)
FAX付電話	有・無	1. 使いやすかった 2. 使いにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 使いにくかった (どの点が:)
電光情報表示板	有・無	1. 分りやすかった 2. 分りにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 分りにくかった (どの点が:)
車いす用自動販売機	有・無	1. 使いやすかった 2. 使いにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 使いにくかった (どの点が:)
その他 (施設名)	有・無	1. 使いやすかった 2. 使いにくい点が若干あったが、概ね使いやすかった 3. 使いにくかった (どの点が:)

問16. ターミナル内の施設の便利さは、他の公共施設と比較して一般的にはいかがでしたか。

1. 非常に使いやすい	2. 比較的使いやすい	3. 普通	4. 使いにくい
-------------	-------------	-------	----------

北九州市小倉都心地区

バリアフリーのまちづくり推進に関する意向調査票

はじめに、バリアフリーに関する質問です。

問1 あなたは、バリアフリーについてご存じですか？

- | | |
|------------|-------------|
| 1. よく知っている | 2. 聞いたことはある |
| 3. あまり知らない | 4. まったく知らない |

問2 たくさんの荷物を抱えている時や小さなお子さまをお連れになっている時、歩道が狭かったり、道路に段差があったりして、歩きにくく感じたことや車が通り過ぎるときにヒヤッとしたことはありますか？

1. よくある 2. 時々ある 3. あまりない 4. まったくない

問3 たくさんの荷物を抱えていたり小さなお子さまをお連れになっていて、電車やバスの乗り換えで、階段しかなく不便に思ったことはありますか？

1. よくある 2. 時々ある 3. あまりない 4. まったくない

問4 あなたの周りで、加齢や障害等の理由から電車やバスの乗り換え、公共施設の利用などが自由に出来ずにいる方を見かけたことはありますか？

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. よく見かける | 2. 時々見かける |
| 3. あまり見かけない | 4. まったく見かけない |

問5 高齢者や障害を持った方々が、街で自由に行動できるようにするためには、歩道の設置や改良（拡幅、段差解消など）、エレベータやスロープの設置などが必要だといわれています。これについて、あなたは、どのように考えられますか？

1. 絶対に必要であり、整備を進めるべきだ
2. 高齢者や障害を持つ人たちのためだけでなく、他の人たちにもメリットはあると思うから、整備を進めるべきだ
3. 必要かもしれないが、一部の人のためであり、最小限度にとどめるべきだ
4. 特に必要性は感じない

ここで、あなたがよくご利用になる駅等の交通ターミナルや文化施設・福祉施設等の公共施設、商業施設等が密集した地区において、小倉都心地区（パンフレット参照）と同様のバリアフリー整備を行う計画が持ち上がったと仮定します。
パンフレットを参考にイメージした上でお答え下さい。

それでは質問に入ります。これからの質問内容は、あくまでも仮定です。

- 問6 バリアフリー化に向けた整備には費用がかかります。このため、概ね30年間毎月、基金を募り、これらの整備や維持の費用に充てることとした場合、あなたはこうした基金によりバリアフリーの整備を進めることに賛成ですか？
その際、基金は毎月徴収させて頂くものとします。
なお、あなたの家計にこの金額分の負担がかかることを考慮してご回答ください。

■ A、Bのうち一つを選び、矢印にしたがって進んでください

A. 賛成である。

B. 反対である。

【基金の金額】

あなたなら、この基金として毎月いくら払っていただけますか？

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 100円 | 2. 200円 |
| 3. 300円 | 4. 400円 |
| 5. 500円 | 6. 1,000円 |
| 7. 1,500円 | 8. 2,000円 |

※2,000円を超える方は金額をご記入下さい

(_____ 円)

【理由】

基金に依っても良いと思われた理由を、下から一つ選んでください。

1. 障害者の方々なども、街で自由に行動できるから。
2. 自分も便利になると思うから。
3. 自分に関係ないが、必要なことと思うから。
4. その他（自由回答）

[_____]

【理由】

支払いたくない理由を、下から一つ選んでください。

1. 税金で行うべきである。
2. 受益者から徴収するべきである。
3. バリアフリーの整備は必要ない。
4. 一部の人たちには必要かもしれないが、自分には関係ないことだから。
5. その他（自由回答）

[_____]

以上で、仮定の質問を終わります。以降は、JR小倉駅やその周辺で行われたバリアフリーの整備に関する質問にお答え下さい。

問7 あなたは、JR小倉駅やその周辺にはどれくらいの頻度で行きますか？ 近いものを選んでください。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 毎日行っている | 2. 週に2, 3度程度は行っている |
| 3. 月に2, 3度は行っている | 4. ほとんど行かない |

問8 同居されているご家族の方やあなたの友人は、JR小倉駅やその周辺にはどれくらいの頻度で行かれますか？ 近いものを選んでください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 毎日行っている | 2. 週に2, 3度は行っている |
| 3. 月に2, 3度は行っている | 4. ほとんど行かない |

問9 パンフレットにあるようなバリアフリーの整備が行われる以前と現在とを比較して、移動しやすく便利になったと感じておられますか？ 近いものを選んでください。

1. 移動しやすく便利になったと思う。
2. やや移動しやすく便利になったと思う。
3. やや移動しにくく不便になったと思う。
4. かえって移動しにくく不便になったと思う。

問10 バリアフリーの整備が行われる以前と現在とを比較して、整備の効果や必要性についてどのように感じておられますか？ 近いものを選んでください。

1. 十分に効果があり、今後も整備を進めて行くべきだ。
2. 高齢者や障害者等の方々に効果があり、今後も整備を進めて行くべきだ。
3. 高齢者や障害者等の方々に効果はあるが、整備は必要最小限にとどめるべきだ。
4. 効果はなく、整備を行う必要はない。
5. その他（自由回答）

[]

以上で、バリアフリーに関する質問はおわります。最後に、統計処理を行うため簡単な質問をしますので、ご協力をお願いいたします。

問11 あなたの性別をお聞かせ下さい。

1. 男 2. 女

問12 あなたの年齢をお聞かせ下さい。

1. 20歳未満 2. 20～29歳 3. 30～39歳
4. 40～49歳 5. 50～59歳 6. 60～64歳
7. 65～69歳 8. 70～74歳 9. 75歳以上

問13 あなたの職業をお聞かせ下さい。

1. 農林漁業 2. 会社員 3. 教員、公務員
4. 団体職員 5. 商工サービス業 6. 専門職
7. 自由業 8. 無職 9. 主婦
10. 学生 11. その他（ ）

問14 同居されているあなたの家族は、あなたを含めて何人ですか。

人

問15 あなたご自身の年収（税込）は次の内どれにあてはまりますか？

1. 無し 2. 100万円未満
3. 100～200万円未満 4. 200～300万円未満
5. 300～400万円未満 6. 400～500万円未満
7. 500～700万円未満 8. 700～1,000万円未満
9. 1,000万円以上

問16 あなたは、このようなバリアフリーや福祉などの問題に関心がありますか？

1. 非常に関心がある 2. 関心はある
3. あまり関心はない 4. 全く関心はない

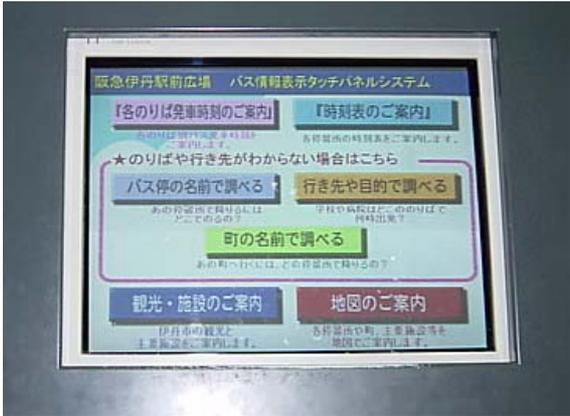
問17 あなたのご家族や同僚など、身近に障害を持った方はいらっしゃいますか。

1. いる 2. いない

7. ユニバーサルデザイン実現のための配慮事項

この章では、本編の「3.2(2)配慮事項・CHECK」に整理した事項の詳細な内容を整理する。

大分類	中分類	小分類
施設	1. 共通事項	
	情報案内板	2. 構造、設置上の配慮
		3. 情報提供方法、内容上の配慮
	4. 多目的トイレ	
	5. 休憩施設	
	6. その他	
誘導・移動	誘導・注意喚起装置	7. 共通事項
		8. 視覚障害者誘導用ブロック
		9. その他装置
	構造・動線	10. 基本的考え方
		11. 舗装
		12. スロープ
		13. 手すり
		14. 歩道・車道の境界
		15. その他
	16. 交通機関	
空間	17. 環境、景観、快適性	
	18. その他	
人的・その他 支援(ソフト)	19. 人的支援	
	20. その他支援	

1. 共通事項	施設
<p>施設を整備する際は、以下の内容に配慮する。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用が多い装置は可能な限り単純な操作とする。</u> 情報案内板や券売機など特に利用が多い装置は、年齢や障害、国籍などに左右されない単純な操作で利用可能となるよう配慮する。 ・ <u>維持管理がしやすいよう部分的に交換可能な形状とする。</u> ・ <u>清潔感を保つよう維持管理を充分に行う。</u> 視覚障害者は清潔かどうか常に不安に思っており、できる限り触知図には触れたくなく、ベンチにも座りたくないと考えている。そのため常に清潔に保てるよう維持管理は充分に行い、また同時に清潔であることを伝えることが重要である。 ・ <u>いたる所に共通に存在する設備(多目的トイレ、案内板等)の規格は統一する。</u> 視覚障害者の負担を軽減させるため、よく利用される施設の規格統一を図る ・ <u>通行の障害とならない位置に設置する。</u> 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>阪急伊丹駅の駅前広場にある案内板には、乗り換え位置に関する情報が触知図及び音声案内付きの情報案内板により提供され、乗り換え情報がタッチパネル方式により提供されている。</p>	

2. 情報案内板（構造、設置上の配慮）	施設
<p>視覚障害者や聴覚障害者等を含めた全ての人が、安心して施設を利用するためには、情報案内板による情報提供が重要となってくる。情報案内板の構造や設置位置は以下を配慮し決定する。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者全ての年齢や障害、国籍に対応可能な工夫を行う。</u> 音声案内、電光掲示板、外国語併記、触知図などを情報提供のツールとして取り入れる。 ・ <u>車いす、子供でも見やすい高さとする。</u> ・ <u>触知図は触って疲れない角度とする。</u> ・ <u>点字は劣化せず汚れにくい素材を用いる。</u> ・ <u>炎天下でも高温とならない素材を用いる(点字も同様)。</u> ひさしを設けることや、木陰などに設けることは有効となる。 ・ <u>光の反射によって見えにくくならないよう配慮する。</u> ・ <u>当該施設の全体が分かる案内板を施設入口に設ける。</u> ・ <u>必要に応じて、多くの人が利用できる大きな情報案内板と、視覚障害者が利用する触知図を用いた小さな案内板とに分けて設置する。</u> 視覚障害者が触れることができる限界を考えた場合、触知図付きの情報案内板はある程度の大きさに制限される。 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>埼玉新都心のサインは、音声案内(タッチスイッチパネル)、触知図、電光掲示板が設置され、また誘導板には日・英併記するなど全ての人が利用しやすい工夫が数多く施されている。</p>	

事例（前頁のつづき）



神戸港中突堤中央ターミナルでは施設入口に施設の情報が全て分かる情報案内板(音声誘導、触知図付き)を設置している。利用者はこの情報板を基に行動できる。



りんくう公園では、公園全体を案内する大きな情報板(手前)と、視覚障害者のために点字、音声案内が付いた情報案内板(奥)が併設されている。

3. 情報案内板（情報提供方法、内容上の配慮）	施設
<p>情報案内板の情報提供方法及び内容上の配慮事項を整理する。</p>	
<p>配慮事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分の位置、周辺の状況、目的地、経路が分かるようにする。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者にも分かりやすい文字の大きさとする。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>視覚障害者にも配慮した色彩(コントラスト)とする。</u> 	
<p>日本工業規格(JIS)には安全色(JIS Z9101)を定めている。内容は HP にて閲覧可能である。 http://www.jisc.go.jp/</p>	
<p>静岡県の発行している「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」(P22)にも詳細が記述されている。参考資料を参照すること。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>点字情報は必要最小限で分かりやすい内容とする。</u> 	
<p>点字の情報は長すぎると読んでもらえない可能性があるため、必要最小限でわかりやすい内容を提供する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>音声案内の音量は周辺の雰囲気をも損なわないボリュームとする。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>音声案内では聞き取りにくい音域の音声とならないようにする。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>案内板にはインターホンを付け人を呼べるようにする。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>トイレの案内には、その位置だけでなく男女の区別まで分かるようにする。</u> 	
<p>事例</p>	
	<p>国営明石海峡公園の主要な位置に設置された情報案内板には、現在地と周辺施設が点字で案内され、また主要な経路を触って分かるよう浮き出した線で案内している。</p>
	<p>JR 高松駅のトイレには、入口に設備が分かる案内板を設置している。またその情報にはピクトグラムや点字をつけ分かりやすくしている。</p>

4. 多目的トイレ	施設
<p>車いす利用者等は長い移動を行う場合、事前に多目的トイレ(身障者利用可能)の位置を確認し行動している。全ての人が平等に移動しやすい空間には、多目的トイレが必ず必要となってくる。多目的トイレは以下に配慮し整備する。</p>	
<p>配慮事項</p>	
<ul style="list-style-type: none">・ <u>全ての人が使えるという表示を行う。</u> 多目的トイレを必要とする人は障害者(特に車いす)だけではなく全ての人ともなりえる。また障害者専用トイレと示すことは逆に差別意識を生む可能性もある。・ <u>利用者の左まひ、右まひに対応できるようトイレトペーパーは両側の壁に設置する。</u>	
<p>事例</p>	
	<p>神戸港中突堤フェリーターミナルの多目的トイレには、その入口に誰でも自由に使えるトイレであることを示す案内が設置されている。</p>

5. 休憩施設

施設

体力の低下した高齢者等の移動を考慮し休憩施設の設置位置を決定するとともに、その形状やスペースにも工夫を凝らし設置する。また設置に関しては、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(大成出版社 H15.1)に詳細に整理されているため、そちらを参照すること

配慮事項

- ・ 長い坂路には途中に休憩施設を設ける。
- ・ ベンチ、机の横には車椅子利用者も並んで休めるスペースを設ける。
- ・ ベンチには杖や傘等を立て掛けられる工夫を施す。
- ・ ベンチには手すりを設けるとともに、座った時のかかとの空間を確保する。

事例



国営明石海峡公園では、公園内の長い傾斜路の途中に待避所を設けている。また車椅子利用者用の利用を考え、十分なスペースと可動式の机としている。



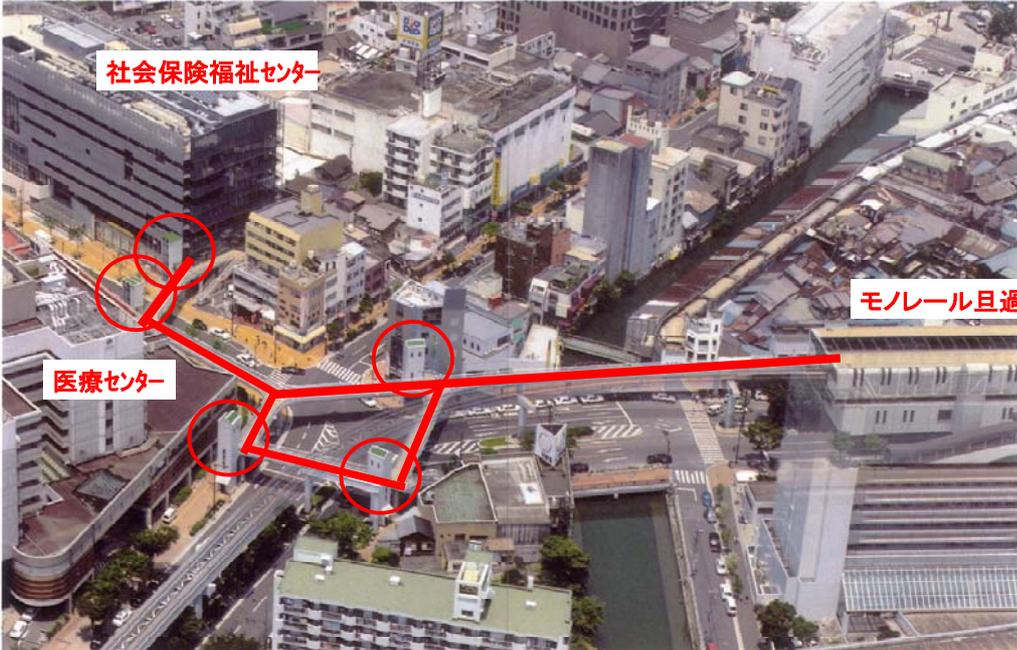
大阪府大泉緑地ふれあいの庭の休憩施設は、立ち上がりやすいようにすべて肘付きで、車いす用スペースがベンチの横に設けられている。

7. 誘導・注意喚起装置(共通事項)	誘導等
<p>経路を移動する上で、歩行者が目的地へ迷わず、安全に到達できるために誘導や注意喚起を行うことは重要となる。</p>	
<p>配慮事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分の位置を認識させる工夫を行う。</u> エリア毎にテーマカラーを設定することや、シンボルとなるランドマークを設置するなどの対応を行う ・ <u>どこにどのような案内があるかが分かるようにする。</u> ・ <u>聴覚障害者に特に配慮した緊急時の情報提供装置及び仕組みを整備する。</u> 照明や発光ダイオードを利用した誘導や人による誘導を行うなどの対応を行う。 ・ <u>地名、窓口、施設等にはローマ字併記をする。</u> ・ <u>誘導は連続性を持たせるようにする。</u> ・ <u>視覚障害者のために、階段・スロープの上下、券売機、ホーム端には色付けや盲導鈴で注意喚起を行う。</u> ・ <u>公園などの分岐路には勾配や幅員を知らせる情報板等を整備する。</u> 	
<p>事例</p>	
	 <p>静岡県立中央病院では、通路にテーマカラーを設け自分の居場所や目的地が分かりやすいようにしている。また病室は全て番号表示されているため、医者や看護婦等も目的地を説明しやすくなっている。</p>
	 <p>明石海峡公園では分岐点や勾配等が変わる場所には、勾配情報を知らせる案内板を設置している。</p>
<p>阪急伊丹駅では、スロープの前後、踊り場に色づけし注意喚起をしている。</p>	

6. その他	施設
<p>その他必要に応じて、以下に配慮し整備を行う。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>花壇や人工池などでは、車いす利用者でも触れることが可能な高さとし、正面から触れられるよう蹴込みも設ける。その際地盤面は水平とする。</u> 微妙な高さに対応できるよう緩やかに高さを変化させる工夫も行う。また地盤面が水平でないと、不安を感じるばかりでなく、足が不自由な方は転倒する危険がある。 ・ <u>自然の水辺においても車いすで水に触れられる工夫を施す。</u> ・ <u>コインロッカーやカギなどにも点字テープを貼り付ける。</u> ・ <u>遊具にもユニバーサルデザインを施す。</u> 車いす利用者でも同様に遊べるようスロープを設置する工夫や、障害者や健常者の違いに関係なく協力して遊べる工夫、視覚障害者や知覚障害者でも分かりやすい擬音語を用いた施設名にするなどの工夫を施すことも有効となる。 ・ <u>総合案内等のカウンターでは車いす利用者を考えた高さとする。</u> ・ <u>聴覚障害者のための FAX コーナーやサービス店を設置する。また筆談用メモも一緒に置く。</u> 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="311 1039 810 1406">  <p>ふれあいの庭の花壇は車いすでも利用可能な高さとなっている。</p> </div> <div data-bbox="866 1039 1366 1406">  <p>明石海峡公園の遊具は、車いすでも遊べるようスロープを設置し、また移動できるよう各階層はフラットとなっている。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="311 1552 810 1919">  <p>阪急伊丹駅では、FAX サービスや授乳室を備えたサービスコーナーを駅ビル内に設置している。</p> </div> </div>	

8. 誘導・注意喚起装置(視覚障害者誘導用ブロック)	誘導等
<p>視覚障害者誘導用ブロックは、その設置位置や色、規格の違いにより視覚障害者にとって利用しにくくなるだけでなく、その他の人に障害となることがある。そのため以下に配慮し設置するようにする。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>点字ブロックと舗装とのコントラストははっきりとさせる。</u> ・ <u>利用頻度の高い周辺施設まで連続配置する。</u> ・ <u>設置位置については、視覚障害者だけでなく、車椅子利用者、高齢者等から意見をもらい決定する。</u> <p>視覚障害者誘導用ブロックは車いす利用者や高齢者にとっては、障害となることが多い。そのため、設置のさいは両者の意見を聞きながら設置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多用しすぎて景観を損なうことがないように注意する。</u> 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="311 840 810 1160">  </div> <div data-bbox="863 840 1362 1160">  </div> </div> <p>視覚障害者誘導用ブロックと周辺の路面との輝度比は、弱視者、晴眼者双方にとって問題がない 2.0 程度とされている。(「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(H15 大成出版社) P222)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="311 1310 810 1630">  </div> <div data-bbox="863 1489 1362 1630"> <p>北九州市小倉都心地区では、道路上及び公共施設の視覚障害者誘導用ブロックが連続している。</p> </div> </div>	

9. 誘導・注意喚起装置(その他装置)	誘導等
<p>必要に応じ以下に配慮し整備を行う。</p> <p>不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等に使用される案内用図記号(125 項目)を参考資料”7. 関連ガイドライン及び先行都市において作成されているマニュアル類等”(P24～)に載せている。また交通エコロジー・モビリティ財団のHP(http://www.ecomo.or.jp/)において閲覧、ダウンロードが可能である。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>ピクトグラムは遠くからでも見える大きなものを使用する。</u> 遠くにいても、また小さい字を読むことが困難な高齢者でも確認できるような大きさに配慮する。・ <u>音声誘導システムは感知性能の向上、互換性の確保、シールの配布方法及び PR 方法を十分に検討する。</u>	
<p>事例</p> <div data-bbox="285 880 828 1285"></div> <div data-bbox="852 880 1417 1285"></div> <p>仙台空港では、分かりやすいよう大きなピクトグラムを用いている。</p>	

10. 構造・動線(基本的考え方)	誘導等
<p>施設内外において適切で安全な誘導を行うためには、メイン動線を設定し、その動線上を重点的に整備する必要がある。具体的には以下に配慮し整備する。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>動線の連続性を確保する。</u> 施設内(入口から目的地まで)及び施設と周辺施設(駐車場、バス・タクシー乗り場、医療・福祉・商業施設等)の連続性を確保する ・ <u>利用者自らの責任で自由に選択可能な多様性のある整備を行う。</u> エレベーター、エスカレーター、階段が併設されれば、利用者は自由に選択可能である ・ <u>可能な限り単純で分かりやすい施設配置を行う。</u> ・ <u>メイン動線は車いすでも移動可能なものとする。</u> 自転車やバイクが進入できないバリケードを設置する場合は、車いすでも通行可能な工夫を施す。 	
<p>事例</p>  <p>社会保険福祉センター 医療センター モノレール且過駅</p> <p>○ : エレベーター — : 立体横断施設</p>   <p>北九州市小倉都心地区では、モノレール駅と福祉・医療施設が立体横断施設により接続され、歩行者が安全に迷うことなく移動ができる。また白杖に反応して音声案内をするエレベーターも設置されている。</p>	

事例（前頁のつづき）



エレベーター、エスカレーター、階段を併設することで、特別扱いされる方もなく全ての人
が自分の意志で自由に選択し移動ができる。



オートバイ等の進入防止策でも、左写真のよ
うな工夫を施すことで、車いすでも通行可能と
なっている。

11. 構造・動線(舗装)

誘導等

動線上の舗装は以下に配慮して整備を行う。

配慮事項

- ・ 舗装はある程度すべりにくく、凹凸のないものとする。
摩擦度の高い舗装はゴム底のくつでは、かえって危険な場合がある。
- ・ 照り返しのきつい舗装材は使用しない。
- ・ 排水性高い素材を用いる。
- ・ 視覚障害者にメイン動線とその他経路を区別させるために、舗装を変化させることは効果的である。

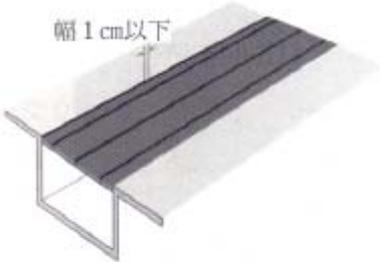
事例



北上川の親水施設にスロープは、ウッドファイ
バー舗装とすることで、濡れても滑りにくくなっ
ている。また当舗装は弾力があるため足腰にかか
る負担が軽減されるという特徴もある。

12. 構造・動線(スロープ)	誘導等
<p>どの施設や空間においても、その動線では車椅子利用者も不自由なく通行可能である必要がある。各施設では以下の配慮事項をもとにスロープを設置する。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スロープはメイン動線上に設けるものとする。ただし過剰に設けないよう注意する。</u> メイン動線から離れた位置にスロープを設置することは公平とはいえない。また、数多くのスロープを設置することも車椅子利用者には特に負担となる。 ・ <u>傾斜路のカーブでは車椅子の脱輪防止のため、端部に立ち上がり設ける。</u> ・ <u>避難経路においてもスロープを用いる。</u> ・ <u>河川空間での水辺へ近づけるスロープは、福祉・医療施設がある付近に優先的に設置する。</u> 河川空間などの水辺特有の癒しや安らぎを利用し、患者のリハビリ等に利用することは有効となる。 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="363 947 826 1294">  </div> <div data-bbox="871 947 1382 1294">  </div> </div> <p>神戸港中突堤フェリーターミナルでは、入口から乗船場までのメイン動線の段差は全てスロープを用い処理し、全ての人が自由に移動ができています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="368 1424 826 1765">  </div> <div data-bbox="898 1424 1390 1765">  </div> </div> <p>阪急伊丹駅では、災害時の避難経路にスロープを用いている</p> <p>広島基町護岸では病院の近くに、スロープを設け、患者等が散歩をできるようになっている。</p>	

13. 構造・動線(手すり)	誘導等
<p>手すりに関しても、以下に配慮し整備する。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者の身長の違いにも左右されないよう手すりは2段とし、連続的に配置する。</u> ・ <u>手すりの端は角をとり、握りを曲げる。また冷たくなならない素材を用いる。</u> 	
<p>事例</p> <div data-bbox="316 562 764 1005" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="794 846 1391 972" data-label="Text"> <p>神戸港中突堤中央ターミナルの手すりは、身長の高さに左右されないよう2段され、端部がわかるよう折り曲げられ、連続的に設置されている。</p> </div>	

14. 構造・動線(歩道・車道の境界)	誘導等
<p>歩道、車道の境界については道路の移動円滑化整備ガイドライン(P43～)に詳細が明記されているためそちらを参照すること。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>暗渠蓋は主要動線上には設けないようにする。また設ける場合はマス目の幅を杖や車椅子等の車輪が落ちない工夫を施す。</u> ・ <u>横断歩道に接続する歩道の縁端の高さを検討するさいは、車いす利用者、視覚障害者だけでなく、高齢者、乳母車使用者等の意見をきく。</u> 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p data-bbox="986 875 1394 1093">高松市の横断歩道では、雨水が滞らず、マス目の問題も解消できるよう工夫された円形側溝を設置している。 (道路の移動円滑化整備ガイドラインより P55)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p data-bbox="395 1211 512 1240">幅 1 cm以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p data-bbox="791 1357 1362 1480">「バリアフリーガイドブック(道路・公園編)」(北九州市)ではグレーチングの幅は1 cm 以下としている。</p> </div> </div>	

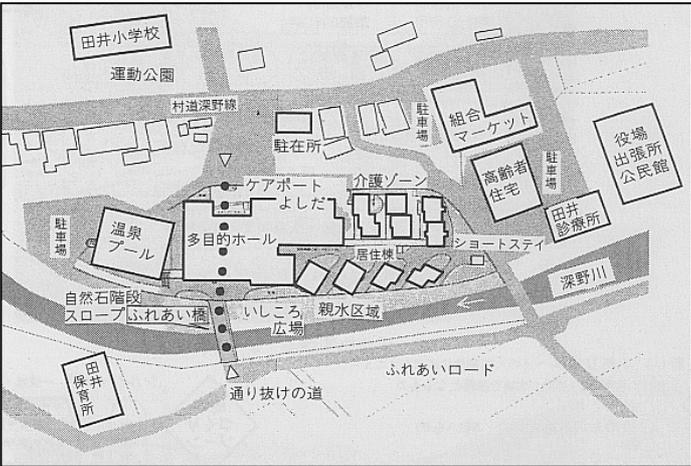
15. 構造・動線(その他)	誘導等
<p>必要に応じて以下に配慮した整備を行う。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>施設と周辺施設(駐車場、交通機関(バス・タクシー・船等)の乗り場、医療・福祉・商業施設等)の間には、"ひさし"を連続に設置する。</u> <p>車いす利用者は移動の際、傘をさせないため雨天時の配慮が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>移動中に衝突する危険のある場所は角を丸くし、弾力のある素材を用いる。</u>	
<p>事例</p>  <p>宇品港では、旧港から新港及び接続する各交通機関の乗り場まで連続したひさしが設けられている。</p>	

事例のつづき



横川駅では、路面電車の電停を鉄道駅の入口近くに変更することで、利用者の円滑な移動を実現できる。

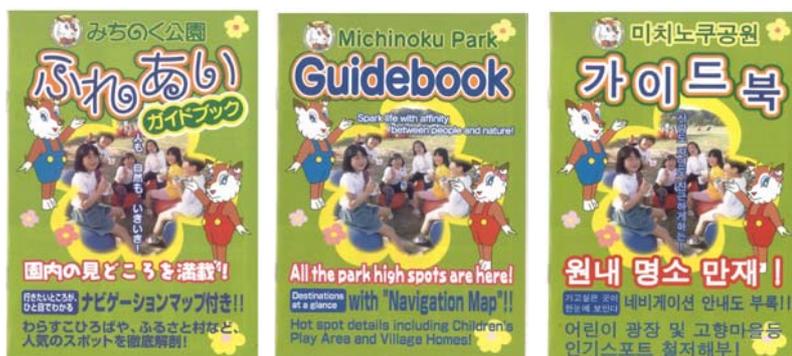
17. 環境、景観、快適性	空間
<p>環境(周辺の生態系)や景観、空間の快適性に配慮した整備を行うことは、その場所が人々に愛され、利用頻度が高くなり、より質の高いものへ発展していくことに繋がります。環境や景観、快適性に関する配慮事項は以下のようになります。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>転落防止柵や手すりは、その場所の危険度及び周辺の雰囲気</u>を損なわないレベルを考慮して設置する。 ・ <u>整備は地元の自然素材、リサイクル材を活用する。</u> 環境ホルモン、シックハウス症候群、周辺の生態系、景観へ配慮し自然素材や、リサイクル材を活用した整備を行う。 ・ <u>安らぎや楽しみのある空間を整備する。</u> 室内緑化、親水施設、景観、UD 遊具等に配慮する。 ・ <u>五感(視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚)で雰囲気を感じられる工夫を施す。</u> 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>ふれあいの庭(大阪府)では、池の水が流れ落ちる工夫を行うことで直接水に触れることができるとともに、その流れ落ちる音により視覚障害者が水辺の雰囲気を楽しむことが可能となっている(右図)。また園路の花壇は車いす利用者でも植物に触れやすいように高さが60cm~80cmで緩やかに変化している。</p>	

18. その他	空間
<p>必要に応じ以下に配慮した整備を行う。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>日中の自然光をできる限り取り入れる工夫をし、省エネに努める。</u> ・<u>福祉サービスの質の向上のため医療、福祉、保健、リハビリ施設等は集積させ、連携をとるようにする。</u> 	
<p>事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="276 651 802 1043">  </div> <div data-bbox="820 893 1398 1021"> <p>仙台空港では、待合室の外壁をガラスカーテンウォールとすることで、昼間の照明はほとんど必要とせず、省エネに繋がっている。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="276 1070 967 1536">  </div> <div data-bbox="1007 1323 1398 1491"> <p>吉田村ではケアポートよしだを中心に介護ゾーンや高齢者住宅、プール、診療所等を集積させ、質の高い福祉サービスを提供している。</p> </div> </div>	

19. 人的支援	人的・その他支援(ソフト)
<p>移動しやすい、利用しやすい環境はハード整備だけでは限界があり、人的な支援が必要な部分もある。特に中山間地などでは、ハード整備を行うことが経済的に困難な箇所が多くなるため、特に重要な事項となる。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介助や案内を行う方は、介助の方法を理解しているとともに、ある程度の外国語や手話を行えるようにする。</u> ・ <u>介助や案内を行うボランティアを育成し、配置する。</u> 	
<p>事例</p>  <p>大阪府では、ボランティアの方が高齢者や障害者等の公園を案内したり、また公園をより楽しめるプログラムを考えることができるヒーリングガーデナーという制度を設けている。</p>	

20. その他支援	人的・その他支援(ソフト)
<p>必要に応じ、以下に配慮した整備を行う。</p> <p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>車椅子利用可能コースや見所を短時間でまわれるお勧めコースを設定したり、主要施設の設備を整理したマップを作成する。</u> ・ <u>パンフレット等は手に持てる大きさを基本とし、多言語で書かれたものを準備する。</u> 	
<p>事例</p>  <p>高山市では、A5 サイズで持ち歩きやすい「車いすおでかけマップ」を作成している。当マップには施設名、連絡先、駐車場や多目的トイレの有無、簡単な施設ガイドを明記している。</p>	

事例（前頁のつづき）



みちのく公園(宮城県)では、多言語により書かれた同じ内容のパンフレットを作成している。